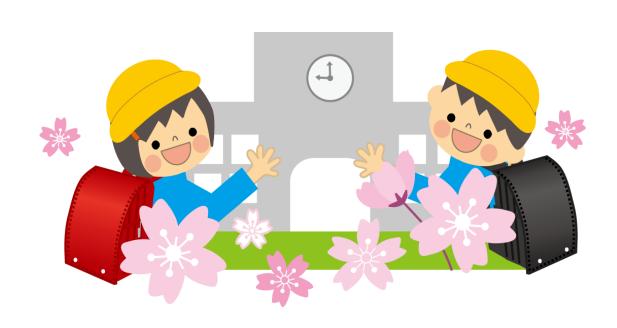
放課後キッズクラブ 全のしおり 令和6年度版



神奈川小学校放課後キッズクラブ 運営法人 こらぼネット・かながわ

(注) 本案内の内容は、令和6年1月時点で作成したものです。

一 国 次

放課後キッズクラブ入会のしおり

- 1 放課後キッズクラブとは
- 2 運営法人 NPO法人こらぼネット・かながわ
- 3 神奈川小学校放課後キッズクラブの活動
- 4 放課後キッズクラブの開所日について
- 5 放課後キッズクラブの利用区分について
- 6 【区分1】の利用について
- 7 【区分2A・B】の利用について
- 8 保険への加入について
- 9 利用申込みについて
- 10 利用の決定について
- 11 新1年生の利用開始について
- 12 利用区分の変更について
- 13 広報誌『キッズニュース』
- 14 利用当日の『利用カード』の提出について
- 15 利用当日の流れについて
- 16 おやつについて
- 17 利用料金、保険の掛金等の支払方法について
- 18 警報発表時等の対応について
- 19 夏休み期間中の利用について
- 20 ご意見・ご要望等について
- 21 お問い合わせ先

(参考資料)

- 傷害見舞金制度負担金のお振り込みと放課後キッズクラブの 利用申し込み方法について
- 傷害見舞金制度に関するQ&A
- 横浜市寡婦(夫)控除のみなし適用に伴う減免措置のご案内 (様式等)
- 放課後キッズクラブ利用申込書、利用申込書記入例
- 放課後キッズクラブ利用区分変更申込書
- 就労(予定)証明書、就労(予定)証明書記入例
- 自営業従事者等申告書
- 病気•障害等申告書
- 求職活動申告書

1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。

平成 16 年度に開始され、令和2年度には本市の全ての小学校に設置されています。

神奈川小学校放課後キッズクラブは、神奈川区が選定した法人(NPO 法人こらぼネット・かながわ)が運営を行っています。

2 運営法人 NPO 法人こらぼネット・かながわ について

神奈川小学校放課後キッズクラブを運営するNPO法人こらぼネット・かながわは、平成 17 年 5 月の設立以来、青少年の健全育成、及び子育て支援に取り組んでいます。所管するこどもログハウスや地区センター、コミュニティハウス等では、地域の方々の協力も得ながら、子どもたちの社会力、創造力、自立心が育成されるような様々な事業を展開してまいりました。

これまで、物理的安全を確保することはもちろんのこと、常に子どもたちの心に寄り添い、様々な経験をすることができる放課後の時間を提供し、保護者の皆さまに安心してお子さんを預けていただける放課後キッズクラブの運営に努めてまいりました。

また、保護者の皆さまよりご要望の多かった各種利用料金の口座引落しを運営全キッズで導入し、利便性の向上に努めております。

今後とも、安全、安心な放課後の活動場所を維持し、子どもたちの社会性や自主性、創造性を高めることができるよう、職員一同、研鑚を積みながらより一層心を引き締めて活動してまいります。

3 神奈川小学校放課後キッズクラブの活動について

神奈川小学校放課後キッズクラブは平成29年3月、はまっ子られあいスクールよりキッズクラブに 転換しました。1年生から6年生まで入会していますが、普段は1年生から4年生の参加が多く、学年の 枠を超えてキッズルームや校庭、体育館で放課後を過ごしています。

キッズクラブでは子どもたちが主体的に遊べるように、また遊びを豊かにするために、図書、遊具等を揃えています。また日々の生活に変化をつけるため、年間、月間の計画を作成し、キッズクラブでの生活の見通しを持てるようにしています。月間計画では、季節ごとの工作などの活動を取り入れています。子どもたちにとって安全・安心な、楽しく過ごせる「遊びの場」と「生活の場」となるよう、引き続き努めてまいります。

放課後キッズクラブでは、放課後児童支援員を中心とした職員が、児童の育成支援や遊びの場の提供などを行っています。

※放課後児童支援員とは

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上(かつ2,000時間以上)放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

4 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除き、原則として 開所となります。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合(※1)や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります(詳しくはP3参照)。

〈放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例〉

	警報発表時 ※詳しくはP20参照)	夏休み期間中の猛暑時 ※詳しくはP21参照)	学級閉鎖等
区分1	閉所	閉所	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童は、
区分2A・B (区分1スポット利用含む)	閉所	開所	体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。※2

^{※1} 表に記載がない事由においても、やむを得ない理由により閉所をする場合があります。

^{※2} 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

5 放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、<u>遊び場利用を目的とした「わくわく区分」と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく区分」があります。</u>

また、「すくすく区分」には、午後5時まで利用の「すくすく(ゆうやけ)」と午後7時まで利用の「すくすく(ほしぞら)」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いします。

O S/M/S/V	しまり。					
ま川	用区分	わくわく	すくすく 【区分2】			
71 37	درجادا	【区分1】	ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】		
利	用目的	遊びの場	遊びの場	十生活の場		
		当該小学校又は当該義務教育学校前期態	腰程 (以下 「当該」小学校等」 という。) に通学している児童であること			
		当該小学校区又は当該義務教育学校区	学校区(以下「当該小学校区等」という。)に居住し、国立小学校、私立小学校			
豆	録条件	又は特別支援学校等に通学している児童	管であること。			
		留守家庭児童等	<u> </u>			
	平日	放課後から 午後4時 まで	放課後から <u>午後5時</u> まで	放課後から 午後 7 時 まで		
		なし	午前8時30分~	午前8時30分~		
利用	土曜日	※プログラムのある日のプログラム参加は可	午後5時まで	午後7時まで		
利用時間	年前10時~12時 土曜日を 除く学校 休業日 ※午前・午後のどちらかで利用ができま		午前8時〜 <u>午後5時まで</u>	午前8時〜 <u>午後7時まで</u>		
す。						
d.	5迎え	えが必要となります。(詳しくはP18を				
利用料		無料 ※スポット利用は800円/回よやつ代 (P4参照)	月額2,000円+おやつ代(7,8月のみ2,500円・おやつ代) ※延長料(午後7時まで)は400円/回	月額5,000円+おやつ代 (7,8月のみ5,500円+おや つ代)		
			減免あり(詳しくはP8を参照)			
保険加入料 年額70		年額70	700円必須 (詳しくはP11を参照)			
	定員	なし	あり			
	用申込に 要な書類	利用申込書	・利用申込書・留守家庭児童等であることの証			
~3		※利用区分に関わらず、食物アレルギーの	かる児童は、学校生活管理指導表	(写し)の提出が必要です。		

[※]留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

わくわく【区分1】の利用について 6

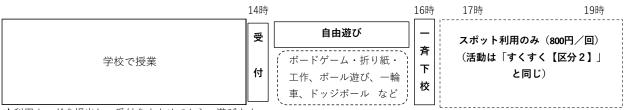
(1) 利用時間

平日	放課後~午後4時	
学校休業日※	午前10時~12時、午後1時~3時	※どちらかの時間帯で参加

※土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

(2) 一日の活動スケジュール(標準例)

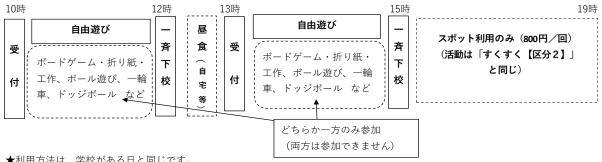
〈平日(学校のある日)>



- ★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。
- ★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

<学校休業日(土曜日除く)>

<学校休業日(土曜日除く)>



- ★利用方法は、学校がある日と同じです。
- ★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します(両方は参加できません)。
- ★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、**キッズクラブ内では昼食を食べられません。**
- ※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

(3) 利用料について

わくわく【区分1】は無料です。※ただし、保険加入は必須です(詳しくはP11を参照)。

スポット利用について

スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間 において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童等として午後7時まで受入れる制度 です。すくすく【区分2A・B】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、あら かじめのお申込みが必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代(実費)がかかります。スポット 利用の場合、放課後キッズクラブの最終下校時刻(17時まで)は、保護者のお迎えは不要ですが、そ れ以降はお迎えが必要となります。

(4) プログラム参加の場合(午後4時を越える場合)

- ※ プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。今後、プログラム実施日や申込な どの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせします。
- ※ スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時(P10参照)や夏休みにおいて猛暑が予想される時(P21参照)、感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、<u>わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。</u>

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせさせていただきます。

7 すくすく 【区分2A·B】 の利用について

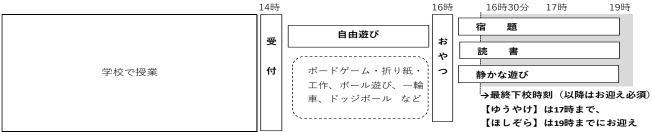
(1) 利用時間

	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】※	すくすく(ほしぞら)【区分2B】
平日	放課後~午後5時	放課後~午後7時
土曜日	午前8時30分~午後5時	午前8時30分~午後7時
土曜日を除く 学校休業日	午前8時~午後5時	午前8時~午後7時

※すくすく(ゆうやけ)【区分2A】は延長料(400円/回)を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

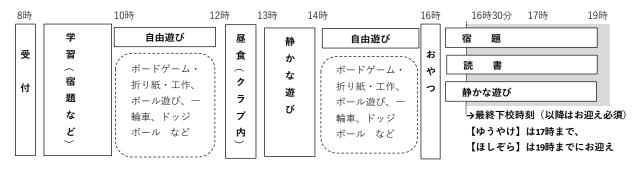
(2) 一日の活動スケジュール(標準例)

〈平日(学校がある日)〉



- ★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。
- ★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。
- ★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動をします。
- ★キッズクラブが設定する最終下校時刻(季節によって異なる)を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

<学校休業日>



- ★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。
- ★土曜日は8時30分からの開所です。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

(3) 利用料について

すくすく【区分2A・B】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

	· — ·	
	すくすく (ゆうやけ)【区分2A】	すくすく (ほしぞら) 【区分2B】
利用料(月額)	2,000円	5,000円
	(7、8月のみ2,500円)	(7、8月のみ5,500円)
延長料(午後7時まで)	1 回あたり 400 円	_

[※]利用料とは別に保険の加入が必要です(詳しくはP11参照)。

- ※すくすく【区分2A B】の利用料には減免制度があります(詳しくはP8参照)。
- ※利用料、保険の掛金等の支払い方法(自動払込)については、P19をご覧ください。

[※]すくすく【区分2A・B】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

[※]おやつ代として実費相当額がかかります。プログラムに参加する場合には、利用料とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。(プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。)

<すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について>

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

(1) 減免の対象となる方

以下の1~4のいずれかに該当する方が減免対象となります。

- ①児童扶養手当を受給している方
- ②横浜市就学援助を受けている方
- ③生活保護世帯の方
- 4市民税所得割非課税世帯の方

(2) 減免金額

減免額の上限は月額2,500円です。

(例) 月額利用料(※) が2,000円の場合は、減免後の利用料は月額0円 月額利用料(※) が5,000円の場合は、減免後の利用料は月額2,500円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、わく わく【区分1】のスポット利用料(1 回 800 円)、すくすく(ゆうやけ)【区分2A】の延長料(1 回 400 円)及び保険加入料は減免の対象となりません。

(3) 減免制度利用にあたっての留意点

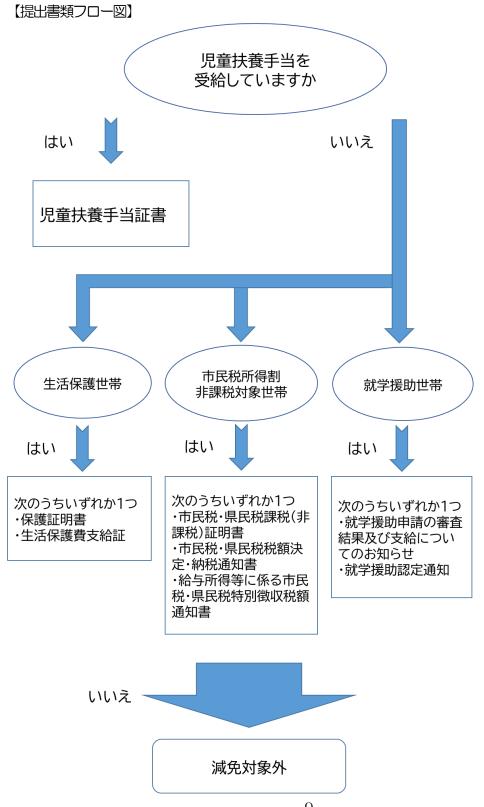
- ・(1) に記載している①~④のいずれかの要件を満たさなくなった場合(例: 就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等) については、<u>速やかに「放課後</u>キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。
- ・虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

(4) 減免制度利用にあたっての手続き

減免を希望される場合は、以下のフロー図及び表をご確認いただき、<u>利用申込書の「V 減免利用につい</u> て」欄を記入した上で、必要書類を提出してください。※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なり ます。)

なお、年度途中に減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準 備いただき、クラブへお申し出ください。

申請期限は当該年度の 12 月末までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることが原則とし てできませんので、ご注意ください。



提出書類	提出時期	備考
児童扶養手当証書【写し】 ※1		有効期限内の証書に限ります。
保護証明書【原本】	キッズクラブの申込時	保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援 係の担当ケースワーカーに依頼してください。(無 料です。)
生活保護費支給証【写し】	マは	
市民税・県民税課税(非課	スは 減免お適用を受けよう	区役所税務課で取得することができます(1件に
税) 証明書【原本】※2	源光の適用で受けよう とする時	つき300円がかかります)。※3
市民税・県民税総額決定・	C 3 2012	区役所で納入している場合は、区役所から送付さ
納税通知書【写し】※2		れます。※3
給与所得等に係る市民税・ 県民税特別徴収税額通知書 【写し】※2		勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもら えます。※3
就学援助申請の審査結果及 び支給についてのお知らせ 【写し】	学校から受理次第 速やかに	・年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。(当該月から減免の適用となります。)・4月に当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。(減免
就学援助認定通知【写し】		相当額は後日返金※4) ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。

- ※1 児童手当や特別児童扶養手当は対象となりません。
- ※2 市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世 帯全員の証明書をご提出ください。
- ※3 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。
- ※4 前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

8 保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険にご加入いただくとともに、保険の掛金(お子さん1人につき年額700円)を負担していただきます。

この保険は神奈川小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人/NPO 法人こらぼネット・かながわが加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの次月に、保険の掛金を当初ご指定の口座より引落しさせていただきます。

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。 また、「保険に関するQ&A(参考資料①)」も、あわせてご一読ください。

【保険の種別】

[①傷害保険」 「②賠償責任保険」 2つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中(自宅への一時帰宅も可)に発生した事故等を補償する制度です。

- ① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償(「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です)
- ② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

(1) 保険の掛金

お子さん 1 人につき年額 700 円

(2)補償内容

	内容	保険金額•支払限度額※		
傷害	通院(1日目から90日限度)	1,500円/日		
保険	入院(1日目から180日限度)	4,000円/日		
	死亡	3,000万円		
	後遺障害	90万~3,000万円		
賠償	対人賠償・対物賠償	共通限度額 1名/1事故 5億円		
責任				

☆傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3) 対象となる事故の範囲

傷害保険・・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故

放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故(交通事故も含む)

賠償責任・・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした ことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償

(4) 支払方法

保険の掛金は、ゆうちょ銀行口座よりの引落しとさせていただきます。 引落し(自動払込)の申込については、P19と添付の申込書資料をご参照ください。

(5) その他

- 利用申込みに際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- 事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

9 利用申込みについて

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位(4/1~3/31)で行います。年度当初から利用を希望する場合は以下の締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、利用希望月の前月20日までに必要書類を提出してください。

利用区分	利用祭録に必要なもの	提出締切※4/1 から利用関台の場合		
	利用区分 利用登録に必要なもの		新1年生	
わくわく 【区分1】	・利用申込書 ・ゆうちょ銀行自動払込申込の手続き☆1 ・入退室管理システムへの登録 ☆2	令和6年3月8日	令和6年3月22日	
すくすく 【区分2A・B】	・利用申込書・ゆうちょ銀行自動払込申込の手続き☆1・入退室管理システムへの登録 ☆2・留守家庭児童等を証明する書類	令和6年3月8日	令和6年3月22日	

<u>※わくわく【区分1】の新1年生は、スポット利用の場合を除き、4月中旬からの利用開始となります(詳</u>しくは4月にお配りするキッズクラブからのお便りをご確認ください)。

☆1 についてはP19を参照ください。

☆2 入退室管理システムへの登録について

お子さんがキッズに来た時、帰る時にメールで通知したり、緊急連絡を含む各種ご連絡をさせていただくために、入退室管理システムへの登録をお願いしています。入会のしおりと同時配付の資料をご参照いただき、登録をお願いいたします。なお、ご自宅で登録が難しい方は、キッズクラブでも可能ですので、ご遠慮なくお声がけください。

<留守家庭児童等を証明する書類>

すくすく【区分2A・B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません(利用申込書はお子さん1人につき1部必要です)。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	
勤務予定者	就労(予定)証明書
産休中及び育休中	
自営業	自営業従事者等申告書
病気の方 看護・介護中の方	病気・障害等申告書 (※1) ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	病気・障害等申告書 ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	求職活動申告書(※2)
在学中(中学生、高校生除く)	学生証の写し又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の 復旧に当たっている方	罹災証明書 * ※地震による家屋損壊…区役所 ・地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。

- ※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産(予定)日から起算して8週間前の日の 属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。(多胎妊娠 の場合は、出産(予定日)の前14週間、後8週間となります。)
- ※2 求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労(予定)証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

10 利用の決定について

<u>ゆうちょ銀行での自動払込の申込と入退室管理システムへの登録を済まされた上で利用申込書をご提出</u> いただきますと、原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すくすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人/NPO法人こらぼネット・かながわから事前にご連絡させていただきます。

11 新1年生の利用開始について

新1年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は4月中旬からとなります。 ただし、スポット利用(利用料800円+おやつ代)の場合は、4月1日から利用することができます。
すくすく【区分2A・B】	4月1日から利用することができます。

<新1年生の利用にあたっての注意事項>

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いします。

- 利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
- ② お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

12 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、<u>利用区分変更申込書</u>を提出してください。

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用区分変更申込書は、原則変更希望月の前月 20 日までに提出してください。

<u>なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、</u> 極力お控えくださいますようお願いします。

<留守家庭児童等を証明する書類の提出について>

・年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類(P12参照)の提出が必要になります。

- ・一度すくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】からすくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類(P12参照)の提出をしていただくなど、留守家庭児童等に該当するか確認をさせていただきます。
- ・すくすく【区分2A・B】内の変更(ゆうやけ【区分2A】⇔ほしぞら【区分2B】)は、留守家庭児 童等を証する書類の再提出が不要です。
- ・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が 必要となります。

キッズクラブへの登録が完了したら、利用開始日に向けての準備をお願いします。次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

13 広報誌『キッズニュース』

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1)発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月20日ごろに発行し、お子さんを通じてご家庭に配付します。

なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合、学校の担任の先生を通じて、全校児童に『キッズニュース』を配付することもあります。

(2)『キッズニュース』の内容

① 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

② お知らせとお願い

放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

~ 『キッズニュース』への写真掲載について~

『キッズニュース』で子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載することはありません。

14 利用当日の『利用カード』の提出について

『利用カード』でその日に実際に利用する(した)かどうかを確認します。毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズに行くかどうか」を確認し、利用する場合には『利用カード』に、保護者の方が必要事項を当日ご記入の上、お子さんに持たせ、放課後キッズクラブにご提出ください。

なお、『利用カード』は、『キッズニュース』と一緒に、お子さんを通じて配付します。

<利用日にお子さんが利用カードを忘れた場合>

- ・利用予定表の記載があっても(又は記載の有無にかかわらず)キッズクラブから利用の確認するため、保護者の方に連絡をします。
- ・保護者の方の利用確認が取れるまでは、わくわく【区分1】においては午後4時まで、すくすく【区分2 A】においては午後5時までお子さんをキッズクラブに留め置きます。
- ・なお、すくすく(ゆうやけ)【区分2A】のお子さんが午後5時を越えて留め置きとなった場合には、延長料として400円/回がかかります。
- ・利用カードがなく、かつ利用予定表の利用予定日にもなっていない場合はキッズクラブを利用できません。お子さんはそのまま下校することになりますので、ご注意ください。

<予定外の利用の場合(「利用予定表」での申込みがなく、急きょ利用したい場合)>

- ・わくわく【区分1】(スポット利用除く)においては、利用カードの必要事項と共に連絡事項欄に「急な利用である旨」を記入してください。「利用カード」で保護者印(又は署名)が確認できる場合は、保護者の方からの電話連絡は不要とします。
- ・すくすく区分【区分2A・B】や、わくわく【区分1】のスポット利用の場合においては、おやつの準備等があるため、原則として前日の午後7時までにキッズクラブに電話連絡をお願いします。利用当日は「利用カード」に必要事項および連絡事項欄「連絡をした日」を記入いただき、お子さんに持たせてください。

<利用を取りやめる場合>

当日の12時30分頃までに、キッズクラブへ利用取りやめの電話連絡をお願いします。 なお、午前中は留守番電話に設定していますので、留守番電話への録音をお願いします。

【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

- お子さんの安全確認の観点から、利用予定表に記載された日の利用が原則です。
- ・利用カードの忘れや急な利用、急な取りやめ等は、スタッフがその対応に追われることで、 キッズクラブを利用する子どもたちの活動に支障が出る可能性があります。また、保護者のなりまし、防犯上の観点からも、極力お控えくださいますようお願いします。
- ・急な利用・急な取りやめなど、予定と異なる利用をする場合には、必ずキッズクラブに電話 連絡するようにお願いします。学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などの連絡はしないで ください。

15 利用当日の流れについて

(1)授業終了後からキッズルームへ行くまで

- (1) 各学級での帰りの会が終わったら、上履きのままキッズクラブに行きます。
- ② キッズルームでは、利用カードをキッズクラブのスタッフに渡して受付けをします。 1年生は教室の「キッズカード入れ」に参加カードを入れておいてください。
- ③ ランドセルをロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。

(2) 持5物

キッズクラブへの持ち物は「平日(学校がある日)」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。

※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

<キッズクラブを利用するのに必要な持ち物>

・利用者カード(利用日に「下校時間」「お迎えの有無」「保護者印(署名も可)」の記入すること)

<キッズクラブで1日過ごす場合に必要な持ち物(学校がお休みの日)の持ち物>

- ※すくすく【区分2A・B】・わくわく【区分1】スポット利用が対象】
- 上記の持ち物に加えて、以下の物が必要な場合があります。
- お弁当(午後まで利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤等を入れ、工夫をお願いします。)
- ・着替え(校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。)

<キッズクラブに持ってきてはいけないもの>

学校に持って来てはいけないもの(ゲーム機、玩具、携帯電話等)

(3) 帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子さんが一人で帰る場合とお迎えの場合があります。なお、お子さんが一人で帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し一斉下校を行っています。

(ア) 一斉下校について

- 一斉下校は、保護者のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅します。
- ・<u>わくわく【区分1】(スポット利用を除く)の場合は、午後4時の一斉下校時刻までに下校となります</u>。
 - ※わくわく【区分1】のお子さんは、利用カードに「お迎え」となっている場合で、午後4時(プログラム参加時は、プログラム終了時間)を越えた場合は、原則としてスポット利用の扱いとなります。
- <u>すくすく【区分2A・B】又はわくわく</u>【区分1】<u>のスポット利用で、最終下校時刻午後5時を過ぎ</u>る場合は、保護者又は代理引取り人のお迎えを必要としています。

(イ) お迎え

お迎えは、保護者の方又は代理引き取り人の方ができます。お迎え予定時間を『利用カード』に記入してください。

すくすく(ゆうやけ)【区分2A】で、利用カードに「お迎え」となっている場合、そのお迎えが午後5時を越えたときは、原則として延長利用の扱い(400円/回)となります。

「代理引取り人について]

事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理 引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが 可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示してい ただきます。

16 おやつについて

すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅲ 食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいていますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

17 利用料金、保険の掛金等の支払方法について

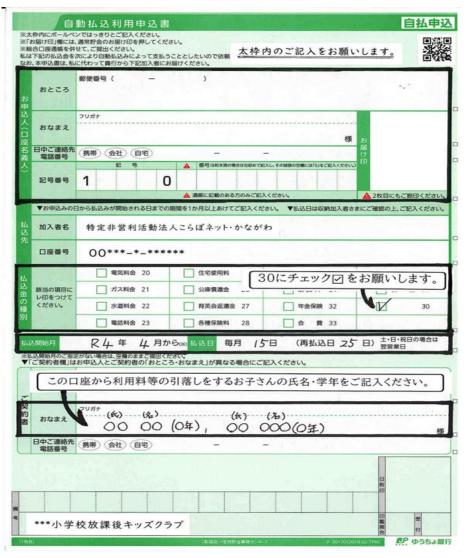
☆1 すくすく(ゆうやけ・ほしぞら) 【区分2A・B】の利用料等の支払方法

⇒利用区分に関わらず、すべての料金は、ゆうちょ銀行□座からの自動払込によるお支払いとなります。

- ① 利用料金等の引落しにご使用される、ゆうちょ銀行の口座をご準備ください。
- ② 入会のしおりとともに、ゆうちょ銀行自動払込申込書をお渡ししますので、必要事項をご記入の上、 最寄りのゆうちょ銀行窓口にご持参いただき、申込をしてください。
- ※キッズクラブへのご提出は必要ありません。
- ③ 利用申込書の自動払込申込の手続きが済んだことのチェック欄に✔を入れ、利用申込書をキッズ クラブにご提出ください。利用開始月には当月分の月額利用料(ゆうやけ:2000 円/7・8月のみ 2,500 円、ほしぞら:5000 円/7・8月のみ 5,500 円)を、次月よりはそれに加えて前月分のお やつ代・前月分の延長料(ゆうやけ 400 円/回)、前月のスポット利用料(わくわく 800 円/回)、プ ログラム参加料(あった場合)を引落しします。

※月毎の引落しは各月 15 日。銀行休業日の場合は、翌営業日になります。引落しができた場合のみ、振込手数料(一回あたり¥10)が発生します。利用料等と同時に口座より引き落とさせていただきます。 ※もし一回目に引落しができなかった場合は 25 日に再引落しをします。二回とも引落しができなかった場合は、振込用紙をお渡ししますので、ゆうちょ銀行で振込をお願いします。(その際、振込手数料は通常の振込用紙による振込の手数料となりますのでご承知おきください。)

くゆうちょ銀行 自動払込申込書のイメージ>



(1)警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象外】
	登校前	午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。 放課後キッズクラブも児童の安全を最優先として閉所とします。
学校が ある日	登校後	児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 放課後キッズクラブの利用申し込みは、利用区分に関わらすすべて キャンセルとなり、学校での対応となります。キッズクラブは開所しません。 (学校より配布されている「警報発令時の対応について」もご確認ください。)
	放課後	警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。 児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。 ※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。
学校が ない日	-	午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先として閉所とします。 開所後、警報が発表された場合は、児童の帰宅予定時間や利用区分に関わらず、保護者、または保護者から指定された方の、できるだけ早いお迎えをお願いします。

(2)公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社(JR 線・東急線・みなとみらい線・ 京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン)の計画運休が判明した場合とします。

19 夏休み期間中の利用について

(1) わくわく【区分1】の利用制限について

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

すくすく【区分2A・B】に関しては「熱中症警戒アラート」が発令してもご利用いただけます。ただし、 夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごす ことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきま すようお願いします。

- ※「熱中症警戒アラート」について
 - ・発表は1日2回、前の日の午後5時と、その日の朝5時
 - ・暑さ指数の値が33 以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表
- ※ご家庭でも下記のアドレスから「熱中症警戒アラート メール配信サービス」にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

「熱中症警戒アラート メール配信サービス」の登録 ※メール配信の目安は4月~10月頃です。

PC·スマートフォン https://plus.sugumail.com/usr/env/home

フィーチャーフォン https://m.sugumail.com/m/env/home

LINE 公式アカウント LINE ID : kankyo_jpn

アカウント名: 環境省、二次元コード(環境省のページで「友だち追加」をタップ)



(2) 利用にあたってのお願い

<水分補給>

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。

キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、<u>お子さんが、</u>こまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

<利用時間の順守>

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、<u>お子さんが利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到</u>着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

20 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース(以下、事故情報データベース)」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフー同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、予めご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブページ>特定教育・保育施設等における事故情報データベース

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html

21 ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、神奈川小学校放課後キッズクラブまたは運営法人/NPO 法人こらぼネット・かながわまでご相談ください。

22 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されていているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

(例:キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど)

神奈川小学校放課後キッズクラブ TEL:045-441-6025 FAX:同左

運営法人/NPO 法人こらぼネット・かながわ 事務局 TEL:045-441-1230 FAX:045-441-1233 横浜市神奈川区こども家庭支援課 TEL:045-411-7046 FAX:045-321-8820

年 月 日

令和6年度 神奈川小学校 放課後キッズクラブ利用申込書

運営法人

NPO法人こらぼネット・かながわ 宛 次のとおり神奈川小学校放課後キッズクラブの利用を申し込みます。

I 利用児童

ふりがな						市立·国立·私立·	その他 (1つを○囲み)	
氏 名					学校名			
生年月日	20 年	月	日 (才)	学年·組	年	組	
	1 わくわく【区分1】				利用料金 ·無料	※わくわく【区分1】は、 16時で一斉下校となり は利用できない場合か	ます。また、警報発表明	
利用区分 (lつを〇囲み)	2 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】			利用時間:~17時	【留守家庭児童等のみ選択可】 **すくすく【区分2A・B】に登録する場合は、 <u>保護者の方の就</u>		者の方の就	
	】 3 すくすく(ほしぞら)【区分2B】			<u>労証明書等の提出</u> が必要です。 ※すくすく[2A・B]の7・8月の利用料は、通常の利用料に加え、 ±500円 かかります。]用料に加え、		
利用開始希望日					①入退室管理システ への登録	4	②ゆうちょ銀行 自動払込申込	

□上記の、②の登録と申込を済ませ、○をご記入の上ご提出ください。

II 保護者等連絡先

1 1禾醇	長有寺理裕尤					
保	氏名		【続柄 】		同じ学校に	こ在籍している兄弟姉妹 (いる場合に記入)
保護者代表	〒 −			年	組	(名)
表	住所			年	組	(名)
★以下必ずつ	の連絡先は、児童の出欠席確 ながる連絡先の記入をお願い	認や急病 します。	持等に利用します。		キッズ(学	校)から自宅までの略図(通学路を記入)
★出欠 ①から	Z席の確認や緊急時にお電話で 順番でご連絡を入れさせてい	する際、 ただきます	•			
	電話番号	続柄	氏名			
			(携帯/自宅/職場)どれかに○			
1						
			(携帯/自宅/職場)	_		
2						
			(携帯/自宅/職場)			
3						
			(携帯/自宅/職場)			
4						
			(携帯/自宅/職場)			
⑤						
★油紋	 先で配慮するべき事項があれば	: = ** 言コス <i>とも</i>	(携帯 / 自宅 / 職場)	-		
人任他	ルで印度するべて 事 項がの1 49	、こむノヘン	CC V10			

III 児童代理引取人届出

- ・代理引取人は「II 保護者等連絡先」欄に記入した以外の方で、当該児童の引取人となる方をご記入ください。
- ・当該代理引取人がお迎えに来られた際には、本人確認を行いますので、免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。
- ・当該項目が空欄の場合、引取人は、「II 保護者等連絡先」欄に記入した方のみとさせていただきます。

代理引取人名	続柄	住 所	電話番号

IV 利用頻度 ※すくすく【区分2A·B】への申込みの場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。(利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。)

平日(月~金) (1つを○囲み) 土曜日の利用 週 1・2・3・4・5 日程度 あり・なし (どちらかを○囲み)

V 食物アレルギーについて

アレルギーの 食物アレルギーの有無※ ある食べ物 あり・なし (どちらかを○囲み) (「あり」の場合に記載)

- 食物アレルギーが「あり」の場合は、利用区分に関わらず学校に提出する「学校生活管理指導表」(写)を提出してください
- ※ 学校生活では提供されない食物によば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出ください。
- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、職員との面談を実施します。

VI その他健康状態等の配慮すべき事項について

その他健康状態等の 配慮すべき事項

児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を <u>希望する</u> ・ <u>希望しない</u> (どちらかを〇囲み)

VII 減免利用について ※すくすく【区分2A·B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「児童扶養手当を受給している」「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 (希望する場合のみ○囲み)	希望する	昨年度の減免の適用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
-------------------------------	------	--------------------------------	-------

VIII 確認事項

- ・令和6年度神奈川小学校放課後キッズクラブの「入会のしおり」について確認しました。
- ・当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について、必要に応じて、区こども家庭支援課や利用児童 が通う神奈川小学校に対して提供することを認めます。
- ・児童育成の観点から、必要に応じて、神奈川小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、神奈川小学校と放課後キッズ クラブとで情報共有することに差支えはありません。
- ・(減免を受けている場合のみ)虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料金を遡って支払います。また、減免の 対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。

年	月	日	保護者氏 (自署)	氏名

【申込みのために記入された個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません。】

放課後キッズクラブ事務処理欄 ※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

受付日	すくすく【区分2A・B】登録証明書類		利用料減免	入退室	保険加入	
文13 口	9~9~L区分ZA*DJ豆实证明言知	適用	確認書類	書 類受埋 日	登録確認	確認
	就労(予定)証明書・自営業従事者等申告書 病気・障害等申告書、診断書(写)、身体障害手帳(写) 求職活動申告書・学生証(写)・在学証明書・罹災証明書 その他()	あり・なし	・児童扶養手当を受給している・就学援助を受けている・生活保護世帯・市民税所得割非課税世帯			
備考						

令和 6 年 2 月 25 日

令和6年度 神奈川小学校 放課後キッズクラブ利用申込書

運営法人

NPO法人こらぼネット・かながわ 宛 次のとおり神奈川小学校放課後キッズクラブの利用を申し込みます。



I 利用児童

ふりがな	かながわ はなこ	(市立 国立・私立・その他 (ロっを〇囲み)			
氏 名	神奈川 花子	学校名	神奈川小学校			
生年月日	2017 年 ** 月 ** 日 (6 才)	学年·組	- 1	年	組	
	1 わくわく【区分1】	利用料金 ·無料	時で一斉		スポット利用(800円/[け。また、警報発表時や ます。	
利用区分 (lつを〇囲み)	② すくすく(ゆうやけ)【区分2A】		【留守家庭児童等のみ選 ※すくすく【区分2A・B】に登録す		登録する場合は、保護	者の方の就労
	3 すくすく(ほしぞら)【区分2B】				要です。 月の利用料は、通常の利	用料に加え、
利用開始希望日	令和6年 4月 1日	①入退室管理システ への登録	4	0	②ゆうちょ銀行 自動払込申込	0

⑤上記①、②の登録と申込を済ませ、○をご記入の上ご提出ください。

II 保護者等連絡先

保護者代表	氏名	神奈川 雪夫	【続柄 父 】		同じ学校に	に在籍している兄弟姉妹(いる場合に記入)
		= 221 −***		3 年	組	(名) 神奈川 風太
表	住所	横浜市神奈川区東神奈川*-* (マンショ	◎ ○ ヒルズ***号室 ン名などもご記入ください。)	年	組	(名)

★以下の連絡先は、児童の出欠席確認や急病時等に利用します。 必ずつながる連絡先の記入をお願いします。

★出欠席の確認や緊急時にお電話する際、 ①から順番でご連絡を入れさせていただきます。

	電話番号	続柄	氏名
			(携帯 / 自宅 / 職場)どれかに○
1	090-***-**	母	神奈川 星子
			携帯) 自宅/職場)
2	045-***-***	母	神奈川 星子
		•	(携帯/自宅 職場)
3	080-***-***	父	神奈川 雪夫
			携帯) 自宅/職場)
4	045-***-***	祖母	横浜 月子
•		12.4	(携帯/自宅/職場)
6			(携帯/自宅/職場)
★連絡	先で配慮するべき事項があれば	、ご記入くだ	ごさい。

目印となるものをお書きいただければ 略図で結構です。 なお、学校の行き帰りで利用する通学路を 赤ペンなどでご記入ください。

キッズ(学校)から自宅までの略図(通学路を記入)

お手数をおかけしますが、 別紙の添付はしないでください。

②:勤務中、どうしても電話に出られないことがありますので、そのときは○○課の者に伝言してください。

III 児童代理引取人届出

- ・代理引取人は「II 保護者等連絡先」欄に記入した以外の方で、当該児童の引取人となる方をご記入ください。
- ・当該代理引取人がお迎えに来られた際には、本人確認を行いますので、免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。
- ・当該項目が空欄の場合、引取人は、「II 保護者等連絡先」欄に記入した方のみとさせていただきます。

代理引取人名	続柄	住 所	電話番号

IV 利用頻度 ※すくすく【区分2A·B】への申込みの場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。(利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。)

平日(月~金) (1つを〇囲み)

週 1 · 2 (3) 4 · 5 日程度

土曜日の利用 (どちらかを○囲み)

あり・なし

V 食物アレルギーについて

食物アレルギーの有無※ (どちらかを○囲み)

あり

なし

アレルギーの ある食べ物 (「あり」の場合に記載)

卵、牛乳

- 食物アレルギーが「あり」の場合は、利用区分に関わらず学校に提出する「学校生活管理指導表」(写)を提出してください。 学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出ください。
- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、職員との面談を実施します。

VI その他健康状態等の配慮すべき事項について

その他健康状態等の 配慮すべき事項

特になし

児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を 希望する 🤄 希望しな🌶 (どちらかを〇囲み)

返金いたします。

※すくすく【区分2A·B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入 VII 減免利用について

「児童扶養手当を受給している」「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 (希望する場合のみ○囲み) 希望する

昨年度の減免の適用 (どちらかを○囲み)

あり

免適用となりますので、その時点までさかのぼって減免分を

証明書類のご提出までは通常の料金をいただきます。 証明書類をご提出後、書類に記載してある開始時点からの減

(なし

VIII 確認事項

- ・令和6年度神奈川小学校放課後キッズクラブの「入会のしおり」について確認しました。
- ・当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について が通う神奈川小学校に対して提供することを認めます。
- ・児童育成の観点から、必要に応じて、神奈川小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、神奈川小学校と放課後キッズ クラブとで情報共有することに差支えはありません。
- ・(減免を受けている場合のみ)虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料金を遡って支払います。また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。

保護者氏名

今和6 _年 3月4 日

(自署)

神奈川

新1年生、前年度減免の適用がなかった方は

雪夫

【申込みのために記入された個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません。】

放課後キッズクラブ事務処理欄 ※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

受付日	すくすく【区分2A・B】登録証明書類		利用料減免	入退室	保険加入	
又们口	リヘリヘ【区力 ZA・D】 豆 欧 証 明音知	適用 確認書類		書類受埋 日	登録確認	確認
	就労(予定)証明書・自営業従事者等申告書 病気・障害等申告書、診断書(写)、身体障害手帳(写) 求職活動申告書・学生証(写)・在学証明書・罹災証明書 その他()	あり ・ なし	・児童扶養手当を受給している・就学援助を受けている・生活保護世帯・市民税所得割非課税世帯			
備考						

年 月 日

令和6年度 神奈川小学校 放課後キッズクラブ利用区分変更申込書

運営法人

NPO法人こらぼネット・かながわ 宛 次のとおり神奈川小学校放課後キッズクラブの利用区分の変更を申し込みます。

I	I 利用児童					変更をご希望される月の <u>前月20日まで</u> にご提出ください。					
	ふりがな			-		学校名	市立・国立・私立・その	他(1つを○囲み)			
						于仅在					
	氏 名					学年·組	年	組			
		<現在の区分	}>(番号に○をしてぐ	ください。)	⇒	<変更後の区	分>(番号に○をして	ください。)			
	利用区分	1 わくわく	【区分1】			1 わくわく	【区分1】				
	変更 (該当するものを	2 すくすく	((ゆうやけ)【区分2A】		\Rightarrow	2 すくすく	(ゆうやけ)【区分2A】				
	○囲み)	3 すくすく	((ほしぞら)【区分2B】			3 すくすく	(ほしぞら)【区分2B】				
	区分変更の 理由 (記入必須)					利用開始 希望月					
п	※すくすく【区分2. 区分2から区分 また、月額利用料がかかります(ま 利用頻度 ※	A·B]に登録する 1 に変更し、再び 料金として、すくす らやつ代除く)。	いて、利用できない場合: 場合は、 <u>保護者の方の</u> 区分2に変更の場合は、改 て(ゆうやけ)【区分2A】に 2A・B】への変更の場合 ごさい。(利用できる日数が	式労証明書等の提 なめて保護者の方の は2,000円(~17時 なのみ配入	就労証明 まで)、す	書等の提出が必 くすく(ほしぞら)【	区分28]は5,000円(~19	9時まで)			
	平日(月~金) (1つを○囲み)		1 · 2 · 3 · 4			土曜日の利用(どちらかを〇囲み)		・なし			
ш			2A・B】利用料減免を希								
	児童扶養手当を 減免の (希望する場合	適用	学援助を受けている」「市 希望する	昨年月		の適用	」のいずれかの場合のみ減 あり・				
IV	確認事項										
	当該変更届別	及び提出書類	に虚偽はありません	'o							
				年 月	日	保護者 (自署)	氏名				
	北部公上…ず				掛) よい	マスノムシン 、					
	放課後キッズタ			方は当該欄に記	戦しない	・じくたさい。	 利用料減免				
	受付日		すくすく【区分2A·B】 登 	录証明 書類		確認書類	対象事由	書類受理			

受付日	すくすく【区分2A・B】登録証明書類	ተነ/መተት/ዓላ/ጌ			
X19 D	9~9~[区力ZA·D]豆啉证明音知	確認書類	対象事由	書類受理日	
	就労(予定)証明書・自営業従事者等申告書 病気・障害等申告書、診断書(写)、身体障害手帳(写) 求職活動申告書・学生証(写)・在学証明書・罹災証明書 その他()	あり ・ なし	・児童扶養手当を受給している・就学援助を受けている・生活保護世帯・市民所得割非課税世帯		

令和6 年 5 月 **12** ⊟

令和6年度 神奈川小学校 放課後キッズクラブ利用区分変更申込書

運営法人

Ι

NPO法人こらぼネット・かながわ 宛 次のとおり神奈川小学校放課後キッズクラブの利用区分の変更を申し込みます。

利用児童		変更	変更をご希望される月の前月20日までにご提出ください			
ふりがな	かながわ はなこ			市立 国立・私立・その他 (1つを〇囲み)		
氏 名	、		学校名	神奈川小学校		
Д	נטר וייאדור		学年·組	1 年 2 組		
	<現在の区分>(番号に○をしてください。)	\Rightarrow	<変更後の区グ	分>(番号に○をしてください。)		
利用区分	1 わくわく【区分1】	\Rightarrow	1 わくわく【区分1】			
変更 (該当するものを	2 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】		2 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】			
○囲み)	3 すくすく(ほしぞら)【区分2B】		3 すくすく((ほしぞら)【区分2B】		
区分変更の 理由 (記入必須)	母の勤務時間が変更になり、 下校時刻には留守になるため。		利用開始希望月	令和6年6月1日		
※わくわく【区分1】	は、スポット利用(800円/円)を除き、16時で一斉下校とな	:ります。 <u>コロ</u>	ナ禍においては限気	<u> 足利用</u> となっており、毎日の利用はできません。		

また、警報発表時や猛暑時等において、利用できない場合があります。

※すくすく【区分2A·B】に登録する場合は、<u>保護者の方の就労証明書等の提出が必要</u>です。

変更後、区分2の方は、 以下のIIとIIIもご記入ください。 者の方の就労証明書等の提出が必要になります。

~17時まで)、すくすく(ほしぞら)【区分2B】は5,000円(~19時まで)

Ⅱ 利用頻度 ※すくすく【区分2A·B】への変更の場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。(利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。)

Ⅲ 減免利用 ※すくすく【区分2A·B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「児童扶養手当を受給している」「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

70-01211-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	1 404:75 = 2 17 104:71		
減免の適用 (希望する場合のみ○囲み)	希望する	昨年度の減免の適用 (どちらかを○囲み)	あり・なし

IV 確認事項

当該変更届及び提出書類に虚偽はありません。

新1年生、前年度減免の適用がなかった方は、 証明書類のご提出までは通常の料金をいただきます。 証明書類をご提出後、書類に記載してある開始時点からの 減免適用となりますので、その時点までさかのぼって減免

保護者以一 今和6年 5 月 12日 (自署)

放課後キッズクラブ事務処理欄 ※保護者の方は当該欄に記載しないでください。

受付日	すくすく【区分2A・B】登録証明書類		利用料減免	
עווע ב	9 1 9 1 区分2A D 豆虾配明音频	確認書類	対象事由	書類受理日
	就労(予定)証明書・自営業従事者等申告書 病気・障害等申告書、診断書(写)、身体障害手帳(写) 求職活動申告書・学生証(写)・在学証明書・罹災証明書 その他()	あり ・ なし	・児童扶養手当を受給している・就学援助を受けている・生活保護世帯・市民所得割非課税世帯	
備考		I		

就労(予定)証明書

___神奈川___ 小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者 様

【就労者記入欄】										
就労者住所										
就労者氏名						児	見童から見	見た続析	丙:	
放課後キッズクラブ名		神奈川	[[小学校放	課後キッズク	ラブ			
							4	第		学年
申込児童氏名・学年 ※2人以上の申込みを行う場合 は、全ての児童の氏名を記載							j	第		学年
							j	第		学年
【事業所記入欄】										
採用(内定)年月日			年		月	日 から				
現在の雇用状況	□ 就労中□ 採用内	中 □ 産前層 内定もしくは放	産後・育児休息 対課後キッズタ		年 月		年月	日)		
雇用の形態	□ その他 ◆雇用契約	□ その他 (
勤務先(派遣先)の名称	※【証明欄】	と同じ場合は記	记入不要							
勤務先(派遣先)の所在地	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 勤務(派遣)先の電話番号									
	定例勤務時間の方・・・・・・シフト勤務の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
	◆勤務時間	罰		♦3	ノフトと月の)勤務回数を言	己入			
	時	分 ~	時	分 ①	時	分 ~	時	分	(月	回)
就労状況	◆育児短問	寺間勤務の場	合の勤務時間	間 ②	時	分 ~	時	分	(月	回)
	時	分 ~	時	分 ③	時	分 ~	時	分	(月	回)
	◆勤務日数	数		-						
	平均	日/週								
備考										
【証明欄】										
上記のとおり相違ないことを証年 月	明します。 日									
(事業所所在地)										
(事業所名)					(電話	括番号)				
(代表者職氏名)										

記載例

就労(予定)証明書

横浜

小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者 様

※申込児童の保護者(その子供の親、 または親に代わって養育している者) のものを提出してください。(用紙が不 足する場合はこの用紙を複写して使 用してください。)

TAYLOO PE HELD CIMIT	就労	者ご本人が記入する欄です。	LIEN		用してく	易合はこ。 ださい。)		を複り	すして使
就労者住所			横沙	兵市〇〇区〇〇) m1 \	7			
就労者氏名		横沙	兵 花子	-		児童から	見た紡	- 続柄:	母
放課後キッズクラブ名	1	横浜		小学校放	課後キッズ	クラブ			
			横浜	さくら			第	3	学年
			横浜	すみれ			第	5	学年
		内については、事業所に記入 ただく思って					第		学年
【事業所記入欄】	してい	ただく欄です。 							

採用(内定)年月日 令和 4 年 月 1 日から 月 日~ 日) ☑ 就労中 □ 産前産後·育児休業中(年 年 月 現在の雇用状況 □ 採用内定もしくは放課後キッズクラブ利用開始次第就労開始 ☑ 正社員 □ 契約社員 □ 派遣社員 □ アルバイト・パート □ その他() 雇用の形態 ◆雇用契約期間が決まっている場合 年 月 日 契約終了 ◆契約更新予定 □ 有 □ 無 □ 未定 ※【証明欄】と同じ場合は記入不要 勤務先(派遣先)の名称 契約更新予定が「有」の場合は、備考欄に更新 株式会社○○物産 横浜支店 予定期間をご記入ください。 ※【証明欄】と同じ場合は記入不要 勤務先(派遣先)の所在地 横浜市△区△△町■ー■ 勤務(派遣)先の電話番号 定例勤務時間の方 シフト勤務の方 ◆勤務時間 ◆シフトと月の勤務回数を記入 時 分 ~ # 時 分 分 時 分(月 回) 1 ◆育児短時間勤務の場合の勤務時間 (2) 回) 時 分 ~ 時 分 (月 就労状況 分 ~ # 時 分(月 回) 分 分 ~ 育児短時間制度取得 者については、通常の勤 ◆勤務日数 務時間に加え、育児短 時間制度利用時の勤務 ※産休・育休中の場合は産休・育休前の実績をご記入く 平均 ださい。 5 日/週 🚤 時間を記入してください。 ※雇用契約期限がある方で、更新予定がある場合は更新予定期間を記入して 備考 ください。 例)令和●年10月1日~令和●年3月31日まで契約更新予定。 【証明欄】

上記のとおり相違ないことを証明します。

本証明書をご記入いただいた日付 を記入してください。

令和 ● 年 3 月 # 日

(事業所所在地) 横浜市△区△△町■一■

(事業所名) 株式会社○○物産 本社

(電話番号) 〇〇〇-〇〇〇

不要です。

(代表者職氏名) 関内 みなと

【証明欄】に代表者印等の押印は

自営業従事者等申告書

放課後キッズクラブ名(神奈川 小学校放課後キッズクラブ) 申込児童氏名・学年 (・第 学年)

代表者名 事業所所在地 (勤務場所) 住居との関係 事業開始年月日 事業に従事 しない曜日 就労時間 利用児童との続柄	年		日	別棟・月	業種 居住外 ・ その 営業時間	他()	
事業所所在地 (勤務場所) 住居との関係 事業開始年月日 事業に従事 しない曜日 就労時間	年	月	日		営業時間		
事業開始年月日 事業に従事 しない曜日 就労時間	年	月	日		営業時間		
事業に従事しない曜日就労時間						: ^	· :
就労時間	日・月	月・火・水・フ	木・金・土				
					家人以外の 従業員	無·有(人)
利用児童との続柄							
, i	就	労時間		就労日数	效(週平均)		
	:	~	:	週	日		
	:	~	:	週	日		
	:	~	:	週	日		
	:	~	:	週	日		
	:	~	:	週	日		
	:	~	:	週	日		
徐備 考							

病気·障害等申告書

放課後キッズクラブ名(申込児童氏名・学年 (神奈川 小学校放課後キッズクラブ)

※該当する方全員

	利	刊用児童との続柄		
		病名		
該	病	状況	・入院 ・寝たり起きたり ・通院 ・寝たきり	・入院 ・寝たり起きたり ・通院 ・寝たきり
当		病院名		
する	気	期間	年月日~ 年月日	年月日~年月日
項目		通院·往診状況	(通院)月·週 回 (往診)月·週 回	(通院)月·週 回 (往診)月·週 回
に		病人·障害者氏名(続柄)		
記入	看護	病名·障害名		
し	護 •	状況(入院·通院等)		
てく	介護	病院·施設名		
ださ		付き添い期間	月·週 日 時 分	月·週 日 時 分
ر ر ه	障害者	手帳名		
	音者	障害名		
	出産	出産(予定)日	年 月 日	年 月 日
備	考			
		川小学校放課後キッズ。 り相違ないことを申告し		

年 月 日 保護者氏名(申告者)

※「出産」については、原則として、出産(予定)日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から 起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。(多胎妊娠の場合は、出産(予定日)の前 14 週間、 後8週間となります。)

求職活動申告書

年 月 日

神奈川小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者

私は求職活動を行い、就労する予定であることから、神奈川小学校放課後キッズクラブのすくすく 【区分2A・B】への登録を希望します。すくすく【区分2A・B】に登録後、就労した際には、速やかに就労 (予定)証明書を提出します。

なお、放課後キッズクラブ利用登録日から3か月以内に就労を開始できない場合は、すくすく【区分2 A·B】からわくわく【区分1】へ変更することに同意します。

【求職活動者】	住所	
	氏名	
	児童名	
	児童との続柄	

求職活動の状況については次のとおりです。(□欄をチェックして必要事項を記入してください)

現在の活動状況	 □求職活動中 ・求職活動の開始時期 年 月 ・活動の内容 □週 ・□月 日程度 □ハローワークへ □自分で 【現在 社申請】 □児童が放課後キッズクラブ利用登録後、求職活動開始予定
希望職種	
希望勤務形態	□常勤 □パート □その他()
希望勤務時間	平日:午前·後 時 分~午前·後 時 分(実働 時間) 土曜:午前·後 時 分~午前·後 時 分(実働 時間)
希望勤務日数	□週 日(□月 □火 □水 □木 □金 □土 □日) □1か月の勤務日数 日

- ※就労後、すみやかに神奈川小学校放課後キッズクラブへ就労(予定)証明書を提出してください。
- ※求職活動を理由にすくすく【区分2A·B】に登録できるのは、登録日から3か月です。
- ※本申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

放課後キッズクラブ利用料減免制度の利用にあたってのお願い

利用料減免制度を利用される方は、以下の点についてご確認いただきますようお願いします。

【減免制度を利用する方(共通)】

- ・減免を受ける要件(児童扶養手当を受給している、就学援助を受けている、生活保護世帯である、市 民税所得割非課税世帯である)を満たさなくなった場合については、速やかに<u>裏面の「放課後キッズ</u> クラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。
- 例:就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合 婚姻により非課税世帯では無くなった場合等
- ・虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきま す。

【就学援助を受けている方】

- ・4月に当初に就学援助の申請をされた方は、**7月下旬頃に学校より「就学援助申請の審査結果及び** 支給についてのお知らせ」又は「就学援助認定通知」が送付されます。ので、届き次第速やかにキッズ クラブへコピーしたものをご提出ください。 4月から書類提出までに支払われた利用料については、 遡って減免が適用されます。(減免相当額は後日返金※)
- ・年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。(当該月から減免の適用となります。)
- ※令和5年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間は、減免適用後の金額をお支払いいただことで利用ができます。ただし、就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

【市民税所得割非課税世帯の方】

・減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なります。

減免を受ける月	必要な証明書の年度	証明書の請求先
4.5月	前年度の証明書	前年度の1月1日に住所があった市区町村
6月~翌年3月	今年度の証明書	今年度の1月1日に住所があった市区町村

- ➡4 月から 1 年間減免を受ける場合は、前年度と今年度の証明書をご提出ください。
- ・市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、 世帯全員の証明書をご提出ください。

裏面は「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」です。

放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書

年 月 日

神奈川小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者

住	所				
保護	養者氏	名			
(自:	署)				

利用料減免の適用対象から外れたため、下記のとおり申告します。

記

(ふりがな) 児童氏名		学年	年生	
利用料減免の適用外の理由	 児童扶養手当を受給しなくなった 就学援助を受給しなくなった 生活保護世帯ではなくなった 市民税所得割非課税世帯で その他 	たため たため		
事由発生月	令和 年 月			

※事由発生月の翌月から減免が適用されなくなります。





★制度全般

- Q 保険の掛金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか?
- A はい。保険の掛金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。 利用申込をいただいた月、または次月にゆうちょ口座より引落しをさせていただきます。
- Q 1日だけのイベントへの参加でも掛金を支払うのですか?
- A はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも 保険への加入が必要となります。
- Q 今度転居するのですが、転入先の小学校でも継続できるのでしょうか?
- A 各運営法人が選定した保険に加入しているため、転入先のキッズクラブが加入している保険制度の掛金をご負担いただきます。 なお、転入先の運営法人が同一法人であれば引き続き継続可能です。 詳しくは転入先のクラブ/運営法人にご確認下さい。
- Q キッズの登録はしたが、一度も利用せずに途中でやめた場合、掛金は返還してもらえますか?
- A 一度お支払いいただいた掛金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

★傷害補償について

- Q 保険金の支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか?
- A 対象となる事故は、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中(自宅への一時帰宅も可)に おける「急激かつ偶然な外来の事故」による傷害です。けんしょう炎などの病気によるものは対象に なりません。
 - ※「新型コロナウイルス感染症」「特定感染症」は、対象外です。※往復途中とは、キッズクラブ自宅へ「通常の経路」で真直ぐに帰宅することです。
- Q 子どもが指を切ったので、病院に行きました。治療は1日だけで終わったのですが、1日だけでも傷害保険金の対象になるのでしょうか?
- A はい。1日だけの通院でも保険金は支払われます。 ただし、鍼灸院などの場合には保険金の対象とならない場合があります。又保険金は医療機関に支払った全額が補償されるものではなく定額の支払となります。

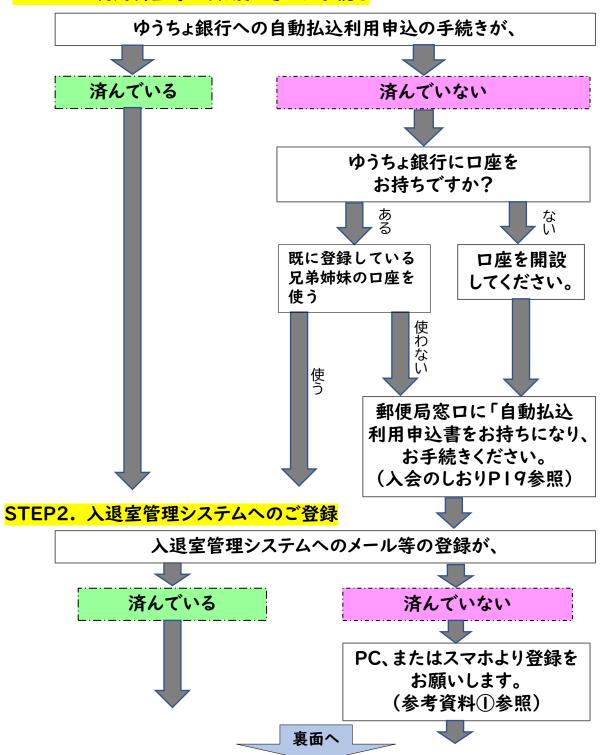
★賠償責任補償について

- Q どのような事故が賠償責任保険金の支払いの対象となるのでしょうか?
- A キッズクラブの活動中に、子どもがクラブや学校の窓ガラスを破損した。他の児童にケガをさせて 治療費を請求されたなど、法律上の損害賠償責任を負う場合に対象となります。
- Q 子どもが他の児童の水筒を落として壊してしまいました。買い替え費用が全て補償されるのでしょうか?
- A いいえ。補償される金額は破損した物の修理代又は時価額のいずれか低い金額となります。
- Q 事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか。
- A 活動中・往復途上中に傷害・賠償事故が発生した場合、速やかにスタッフに報告してください。 後日、保険会社から保険金請求書類が送付されます。必要事項をご記入の上、ご返送ください。

神奈川小放課後キッズクラブ 利用申込のお手続き

令和6年度、放課後キッズクラブをご利用される保護者の皆さま、 以下のチャートをご参考にお申込みください。

STEP1. 利用料金等の自動払込のお手続き



STEP3.キッズクラブ利用申込書のご提出

入会のしおりに綴じてある様式 I の利用申込書に必要事項を漏れなく ご記入の上、キッズクラブにご提出ください。(記入例を参照)



<追加添付する書類等が必要な方>

★区分2へお申し込みの方

・留守家庭であることの証明書類 (入会のしおりP12参照)

★利用料減免の対象となる方

・必要書類 (入会のしおりPIO参照)

★アレルギーのあるお子さん

- ・「学校生活管理指導表」のコピー (入会のしおりPI8参照)
- ・キッズ職員と面談

ご不明な点等ございましたら、

- ◆放課後キッズクラブ運営法人 NPO法人こらぼネット・かながわ 事務局 ☎045-441-1230 ■
- ◆神奈川小学校放課後キッズクラブ
 ☎ 045-441-6025





神奈川小学校放課後キッズクラブでは、児童の安全と保護者の皆さまの安心を目的に、児童の入退室時にお知らせメールをお送りする取り組みを実施しています。利用申込書をキッズクラブにご提出いただく前に、保護者の皆さまの連絡先及び児童情報の登録をお願いします。下記のQRコード、あるいは URL にアクセスして、表示された申請フォームから連絡先等をご登録ください。

ご自宅での登録が難しい場合には、キッズクラブにお気軽にお声がけください。

QRコードから

URLから



https://kanasho.nlk.ip/entry/profile/admission.html



- ◆登録画面の必須項目を、すべて入力してください。
- ◆メール連絡が必要なアドレスを、ご登録ください。

★なお、R6年4月1日よりご利用希望の方は、必ずこの期間中に登録をお願いします。

R6年2月5日(月)から3月15日(金)まで

★その後は随時利用申込を受け付けますので、まずはキッズクラブまでご連絡ください。

- ※連絡先メールアドレスはGmail やYahoo!メールなどPCメールアドレスをご登録ください。
- ※携帯メールの場合は下記のドメインからのメール受信の設定を行ってください。 『@gakudonavi.jp』
 - [@bounce.nlk1.mailds.jp]
 - 「@kana-sisetu.jp』

※このサイトをホーム画面やブックマークに追加しておくと便利です

令和6年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類

<利用申込み>				
利用申込書(全利用区分、必須)				
すくすく【区分2A・B】に登録する場合				
ットット 【企力 Z A * D】 に 豆球 ッ る				
※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。				
保護者の状況	対象書類			
会社員、公務員等				
勤務予定者	就労(予定)証明書			
産休中及び育休中				
自営業	自営業者等申告書			
病気の方	病気・障害等申告書 +			
看護・介護中の方	診断書等病気の状況がわかる書類			
	病気・障害等申告書 +			
障害のある方	身体障碍者手帳等、障害の状況が確認できる書類			
求職中の方	求職活動申告書			
在学中の方	₩ ₩ = T T7 / L 1			
(中学生・高校生除く)	学生証又は在学証明書 			
震災、風水害、火災その他の 害の復旧に当たっている方	罹災証明書			
 お子さんに食物アレルギ-	ー お子さんに食物アレルギーがある場合			
学校生活管理指導表(写)		1 📂		
A D.C. 1 1 - 1 - 1 - 1		$H \vdash $		
【共通】	児童扶養手当証書(写)	$H \vdash$		
	パース パー	┨╟		
 就学援助世帯	(写)※7月下旬以降に提出			
が、子波が E 市	就学援助認定通知(写)※7月下旬以降に提出	11		
_	保護証明書【原本】	┨╟		
生活保護世帯	生活保護費支給証(写)	H =		
	市民税・県民税(非課税)証明書【原本】	H =		
市民税所得割非課税世帯		+		
一	市民税・県民税税額決定・納税通知書(写) 	1 —		
	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書(写)			

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。 必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

<利用区分を変更する場合>

利用区分変更申込書(全利用区分、必須)

新たにすくすく【区分2A・B】に登録する場合(わくわく【区分1】⇒すくすく【区分2A・B】)

※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。

※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。

保護者の状況	対象書類	
会社員、公務員等		
勤務予定者	就労(予定)証明書	
産休中及び育休中		
自営業	自営業者等申告書	
病気の方	病気・障害等申告書 +	
看護・介護中の方	診断書等病気の状況がわかる書類	
障害のある方	病気・障害等申告書 +	
	身体障碍者手帳等、障害の状況が確認できる書類	
求職中の方	求職活動申告書	
在学中の方	学生証又は在学証明書	
(中学生・高校生除く)		
震災、風水害、火災その他の災	罹災証明書	
害の復旧に当たっている方	推火延り音 	

減免申請をする場合 ※次のいずれかの提出が必要です。

【共通】	児童扶養手当証書(写)
就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ (写)※7月下旬以降に提出
	就学援助認定通知(写) ※7月下旬以降に提出
生活保護世帯	保護証明書【原本】
工作体设置市	生活保護費支給証(写)
	市民税・県民税(非課税)証明書【原本】
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税税額決定・納税通知書(写)
	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書(写)

チェック機